

野焼きは法律で 禁止されています!!

廃棄物(ごみ)を屋外で燃やす行為(野焼き)は、平成 13 年4月から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で一部の例外(※)を除いて **原則として禁止** されています。

「野焼き」は、周囲にお住まいの方々に「悪臭がする」・「洗濯物が汚れる」などの被害を及ぼすこともあるほか、ダイオキシン類の発生源となっており、環境汚染の原因にもなります。

さらに、家屋や山林に燃え広がり火災につながるおそれもあるので、ごみは正しく分別して指定された日にごみ収集場所へ出してください。

野焼きの具体例



※ 二重扉や助燃バーナーを備え、800℃以上を保つことができるなど一定の基準を満たしたもののみ使用可能

(※)廃棄物の野焼きの例外は、政令（廃棄物処理法施行令）により、次のとおり定められています。

- 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 2 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（例：どんど焼きなど地域行事）
- 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
（例：あぜ草や下枝の焼却、田畑の害虫防止）**※家庭ごみ・農業用廃ビニールの焼却は禁止！**
- 5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

上記の例外規定に該当する場合でも、野外焼却を推奨しているわけではありません。
生活環境保全上の支障が生じている（苦情がある）場合などは、例外扱いできないこともありますので、ご注意ください。

【罰則】

野焼きをした人には5年以下の懲役、1000万円以下の罰金（法人は3億円以下）のいずれか、または両方が科せられます。

「昔から燃やしている」「自分一人くらいならいいだろう」と簡単に考えて罰則を受けるケースもありますのでご注意ください。

問い合わせ先

- ・ 山梨県林政部中北林務環境事務所 TEL：0551-23-3090
- ・ 中央市役所市民環境課（環境担当）TEL：055-274-8543